

平成 30 年度宮崎県調理師試験実施要領

1 試験日時

平成 30 年 10 月 13 日 (土) 午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで

※開場時間：正午

※集合時間：午後 1 時 (注意事項説明開始：指定の座席へ着席)

※午後 2 時以降試験会場への入室はできません。

2 試験会場

宮崎産業経営大学 (宮崎市古城町丸尾 100 番地)

5 号館 5102 講義室、5103 講義室、5104 講義室

3 試験科目、問題数及び試験時間

試験科目…食文化概論、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学、調理理論
の 6 科目

問題数…60 問 (マークシートによる四肢択一方式)

試験時間…2 時間 (途中休憩無し)

4 携行品

(1) 受験票

(2) 筆記用具 (HB の鉛筆・消しゴム)

5 受験資格

(1) 中学校もしくはこれに準ずる学校を卒業した者

(2) 次に掲げる多人数に対して継続して飲食物を調理して供与する営業または施設において、2 年以上調理の業務に従事した者

①営業

食品衛生法施行令 (昭和 28 年政令第 229 号) に規定する次に掲げる営業
第 35 条第 1 号 (飲食店営業) ・第 14 号 (魚介類販売業) ・第 32 号 (そ
うざい製造業)

②施設

寄宿舍、学校、病院、工場、事業場、福祉施設その他集団給食を実施して
いる施設 (食品等取扱条例に基づく集団給食登録施設)

※そうざい製造業とは、煮物 (佃煮を含む) ・焼き物 (炒め物を含む) ・揚げ物・蒸し物・酢の物又は和え物を製造する営業を対象とします。

※ 調理実務経験について、以下に該当する場合は、受験を認めません。

- 1 上記の営業または施設に就業していた場合でも、もっぱら調理以外の仕事（ホール係やウェイター・ウェイトレス、食器の洗浄等）に従事している場合
- 2 アルバイト・パートとして上記の営業または施設に従事している場合には、週4日以上かつ1日6時間以上もしくは週5日以上かつ1日5時間以上勤務していない場合
- 3 看護師、栄養士、保育士等の職種として雇用されその業務に従事している場合
- 4 バー、キャバレー等において削氷、清涼飲料水、茶菓、コーヒー等のみを供与する業務に従事している場合

6 受験手続

(1) 受験願書配布期間及び場所

平成30年5月7日（月）から6月15日（金）まで最寄りの保健所で配布
※平成30年5月7日（月）から県庁ホームページからもダウンロードすることができます。

(2) 受験願書受付期間

平成30年5月21日（月）から6月15日（金）まで（土日を除く。）

(3) 受験願書受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(4) 受験手数料

6,100円

宮崎県収入証紙により納付すること（購入した証紙の還付には応じない。）

(5) 受験願書の提出先

最寄りの保健所（宮崎市の場合は宮崎市保健所。以下同じ。）

※宮崎県内在住者の方は、郵送による願書提出は不可。

7 提出書類

ア 調理師試験受験願書 2部

記入の際は記入例を参考にすること

最寄りの保健所又は県庁ホームページ上にある様式を使用すること

イ 調理業務従事証明書 1部

記入の際は記入例を参考にすること

最寄りの保健所又は県庁ホームページ上にある様式を使用すること

※ 調理業務従事証明書の証明印についての留意事項（別紙参照）

- 1 証明者は、原則として当該営業主又は施設長の職印又は公印を用いること
- 2 営業者の個人印を用いる場合は、印鑑証明を一部添付すること
- 3 当該施設が法人の場合、法務局に印鑑登録している代表者印・職印（「〇〇株式会社代表取締役之印」など）を押印すること
- 4 株式会社、有限会社、合名会社等の施設で従事した場合、本社が県外にあるなど会社の代表者の証明が難しい場合は、支店長、工場長等の証明でもよいが、印鑑登録している職印を使用すること（職印がない場合は2に同じ。）
- 5 調理業務従事書の記載に関して、有印私文書偽造等刑法に違反すると思われる事実が判明した場合は、警察署と相談のうえ、事案に応じて告発の手続きをとるので十分留意すること

ウ 学歴証明書（卒業証書、卒業証明書、修了証明書又は履修証明書） 1部

原本を持参すること（卒業証書は保健所でコピーをとった後、返却します。）

現在の氏名と異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍謄本を添付すること

中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、短期大学及び専修学校（高等及び専門課程）以外の各種学校等の卒業又は修了証明書若しくは卒業証書は、学歴証明書として認めない

なお、専修学校の卒業証書及び卒業証明書の場合、対象となる課程の「高等課程」又は「専門課程」の卒業者である旨の記載があるものに限る

エ 写真 1枚

6か月以内に撮影した正面、上半身、無帽の縦 4.5 cm、横 3.5 cmのもの
裏面に氏名を記入すること

オ 62円切手 1枚

その他

カ 戸籍抄本 1部

学歴証明書の氏名と現氏名が異なる場合のみ提出すること

※ 提出書類に関する留意事項

- 1 過去5年間の宮崎県調理師試験の受験票を提出する場合は、7のイ及びウの書類について省略できる
ただし、受験票と現在氏名が異なる場合は 戸籍抄本を添付すること
- 2 日本国内の外国人学校、外国の学校を卒業した者は、厚生労働大臣の学力認定書を提出すること
ただし、学力認定には概ね1ヶ月かかるので、願書受付期間の1ヶ月前までに最寄りの保健所に問い合わせること

8 受験票の送付

受験票は、宮崎県福祉保健部衛生管理課から直接受験者に送付します。

送付日については郵便事情等で多少遅れることがありますのでご了承ください。

なお、試験日から一週間前になっても受験票が届かない場合は、宮崎県衛生管理課 <TEL (0985) 26-7076 >までお問い合わせください。

9 試験実施の委任

調理師法第3条の2第2項の規定に基づき試験事務の一部（試験問題の作成、試験の運営、採点・合否判定及び合格通知）を指定試験機関である公益社団法人調理技術技能センターに委任します。

10 合否判定基準

原則として全科目の合計得点が満点の6割以上であるものを合格とします。

ただし、1科目でも得点が当該科目の平均点を著しく下回る場合は不合格とします。

11 合格発表

- (1) 平成30年11月30日(金)午前10時に県庁ホームページ又は受験願書を提出した保健所で合格者の受験番号を掲示します。なお、ホームページへの掲載は、システムの都合で若干遅れる場合があります。また、電話での照会は一切受け付けません。
- (2) 同日付けで公益社団法人調理技術技能センター理事長から、合格者のみに合格通知書を送付します。
合格通知書は受験申請書に記載された住所に送付されます。転居した場合は、試験当日に住所変更を届け出てください。また、試験後に転居した場合は、必ず郵便局で郵便物の転送手続きをしてください。

12 試験結果の簡易開示について

調理師試験の科目別得点及び総合得点は、宮崎県個人情報保護条例の規定に基づき、受験者本人に限り、口頭で簡易開示を請求することができます。

期間は土日、祝祭日を除く11月30日(金)から12月28日(金)までになります。福祉保健部衛生管理課(県庁3号館4階)で、本人であることを証明できる書類(受験票、運転免許証、健康保険証、学生証又は身分証明書、旅券等)を持参の上、請求してください。

なお、電話、はがき等による簡易開示や本人以外からの請求には応じることができません。

13 その他

車椅子の使用等、受験上の配慮を必要とする方は、受験願書提出時にあらかじめお知らせください。

調理師試験について不明な点があるときは、最寄りの保健所又は県庁衛生管理課にお問い合わせください。

保健所名	住所	電話番号	FAX 番号
中央保健所	宮崎市霧島1-1-2	0985-28-2111	0985-23-9613
日南保健所	日南市吾田西1-5-10	0987-23-3141	0987-23-3014
都城保健所	都城市上川東3-14-3	0986-23-4504	0986-23-0551
小林保健所	小林市堤3020-13	0984-23-3118	0984-23-3119
高鍋保健所	児湯郡高鍋町大字蚊口浦5120-1	0983-22-1330	0983-23-5139
日向保健所	日向市北町2-16	0982-52-5101	0982-52-5104
延岡保健所	延岡市大貫町1-2840	0982-33-5373	0982-33-5375
高千穂保健所	西臼杵郡高千穂町大字三田井1086-1	0982-72-2168	0982-72-4786
宮崎市保健所	宮崎市宮崎駅東1-6-2	0985-29-5283	0985-61-1210
衛生管理課	宮崎市橘通東2丁目10番1号	0985-26-7076	0985-26-7347